

O T A と連携した韓国・台湾・香港・A S E A N向けデジタルプロモーション事業  
業務委託企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領

## 1 目的

この要領は、O T A と連携した韓国・台湾・香港・A S E A N向けデジタルプロモーション事業業務委託について、企画提案を募り、本業務を実施する候補者を選定することに関する必要な事項を定める。

## 2 委託の内容

### (1) 業務内容

「業務委託仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

### (3) 委託料の上限額

32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

## 3 参加資格

以下の全てを満たす者

- (1) 宮崎県競争入札参加者資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」の者、またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者で受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

4 企画提案競技実施の公告方法  
宮崎県ホームページにより告知

5 スケジュール

(1) 実施公告	令和7年2月28日（金）
(2) 参加申込期限	令和7年3月12日（水）午後5時まで
(3) 質問書受付期限	令和7年3月12日（水）午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	令和7年3月21日（金）午後5時まで
(5) 企画提案書の審査	令和7年3月24日（月）予定※書面審査
(6) 審査結果通知	令和7年3月26日（水）予定

6 事務を担当する部局

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1  
宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課 海外誘致・MICE担当  
電話 0985-26-7530  
E-mail [kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)

7 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式1「企画提案競技参加申込書」を提出すること。

(1) 提出方法 電子メール

※送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

(2) 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先

(2) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで

8 質問及び回答

(1) 提出方法 電子メール

また、質問には別紙様式2を用いること。

(2) 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先

(3) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時

(4) 回答方法 質問者に対して質問受付日より原則3営業日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

9 企画書等提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出様式（別紙様式3）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）※内訳が分かるように記載すること。
- ④ 誓約書（別紙様式4）
- ⑤ 法人概要書（別紙様式5）
- ⑥ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）
- ⑦ 同種又は類似業務受注実績（別紙様式6）

同種又は類似業務とは、過去5年間における国や地方公共団体、観光協会等より受託した業務を指す。

(2) 企画書の提出方法

① 提出方法 電子メール

※上記(1)の書類をデータ形式PDFファイル（書類は印刷した際にA4サイズとなるようにすること）とし、電子メールで提出すること。なお、ファイル合計のデータ容量が5MBを超える時は電子メールを分割し送信すること。

※送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

② 提出場所 本要領6（事務を担当する部局）の宛先

③ 提出期限 令和7年3月21日（金）午後5時まで

(3) 作成にあたっての留意点

① 応募する企画書は1案に限る。

② 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

③ 企画提案書は次のとおりとする。

・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な取組等の独自提案があれば記載すること。

・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。

④ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 10 審査

書面審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

(1) 審査方法

審査委員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。

(2) 選定方法

審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず申込者に文書で通知する。

(4) 契約の締結等

審査で選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとする。協議にあたっては、仕様や価格等の交渉を行い、契約締結候補者は改めて見積書を提出するものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次の審査結果上位者と協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「3 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
  - ② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
  - ⑤ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (7) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。
- (9) 本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。